○厚生労働省令第九十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審査委員及び国際労働交渉官） **第一条**　大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び国際労働交渉官一人を置く。 2　（略） 3　国際労働交渉官は、命を受けて、国際労働分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国際労働分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。 （医療・研究開発独立行政法人管理室並びに政策医療推進官及び調査官） **第十三条**　医療経営支援課に、医療・研究開発独立行政法人管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。 2　医療・研究開発独立行政法人管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関すること。 二　独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。 三　国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。）の組織及び運営一般に関すること。 3　医療・研究開発独立行政法人管理室に、室長を置く。	（審査委員） **第一条**　大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2　（略） （新設） （国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官） **第十三条**　医療経営支援課に、国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。 2　国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。 3　国立病院機構管理室に、室長を置く。

（削る）

（削る）

4・5　（略）

（歯科口腔保健推進室）

第十四条の二　歯科保健課に、歯科口腔保健推進室を置く。

2　歯科口腔保健推進室は、歯科口腔保健（歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）第一条に規定する歯科口腔保健をいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　歯科口腔保健推進室に、室長を置く。

（建設安全対策室）

第三十七条　安全課に、建設安全対策室を置く。

2・3　（略）

（削る）

（産業保健支援室、治療と仕事の両立支援室及び電離放射線労働者健康対策室）

第三十八条　労働衛生課に、産業保健支援室、治療と仕事の両立支援室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

2・3　（略）

4　治療と仕事の両立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働者が傷病等の治療を受けつつ就業することを容易にするための環境の整備に関する施策の企画及び立案に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　労働者が傷病等の治療を受けつつ就業することを容易にするための環境の整備に関する施策の企画及び立案の調整に関すること。

5　治療と仕事の両立支援室に、室長を置く。

6・7　（略）

4　地域医療機能推進機構管理室は、独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5　地域医療機能推進機構管理室に、室長を置く。

6・7　（略）

（新設）

（建設安全対策室及び調査官）

第三十七条　安全課に、建設安全対策室及び調査官一人を置く。

2・3　（略）

4　調査官は、命を受けて、安全課の所掌事務のうち、就業形態の多様化等に対応した産業安全（鉱山における保安を除く。）に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

（産業保健支援室及び電離放射線労働者健康対策室）

第三十八条　労働衛生課に、産業保健支援室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

2・3　（略）

（新設）

（新設）

4・5　（略）